

1 補助金の趣旨

令和5年度スマート社会実装化促進事業補助金
募集要領1頁

- ・ 京都府及び京都市の補助を受けて、一般社団法人京都知恵産業創造の森が実施するもの
- ・ 持続可能な社会を目指すエコ・エネルギー分野をはじめ、ICT等の先端テクノロジーを活用し、あらゆる人が快適に暮らせる「超スマート社会」の実現を目指すため、京都府内の中小企業等に対して、新たなサービスや技術の開発等のイノベーションの構築に向けた取組の経費の一部を補助

2 補助対象者

令和5年度スマート社会実装化促進事業補助金
募集要領2～3頁

本事業の補助対象者は、京都府内に事業所を有する以下の中小企業者等

- (1) 中小企業者
- (2) 有限責任事業組合
- (3) NPO法人
- (4) 上記(1)～(3)のほか、当法人理事長が、特に必要があると認める事業者

※府税・市税の滞納、暴力団関係など、対象にならない要件あり

3 補助対象事業

令和4年度スマート社会実装化促進事業補助金
募集要領3～4頁

(1) 分野（※複数選択でも可）

- | | |
|---|--|
| ア | <u>エコ分野</u> （脱炭素化、地球温暖化対策（緩和・適応）等） |
| イ | <u>エネルギー分野</u> （再エネ、創エネ、省エネ、制御技術 等） |
| ウ | <u>ICT分野</u> （IoT、AI、ビッグデータ 等） |
| エ | その他「 <u>スマート社会</u> 」の実現を目指した先端技術テクノロジー分野 |

(2) 事業種別

- | | |
|---|---|
| ア | <u>フィージビリティスタディ(FS)タイプ</u>
・各分野の課題の解決に貢献する事業（市場調査、ビジネスモデルの策定、展示会出展等）
※ 新規性を有し、市場性、収益性等を調査するものであること |
| イ | <u>製品開発事業タイプ</u>
・基礎的な研究を終了した部品・部材、機器・装置、ソフトウェア等の試作・製品開発事業
※ 基礎的な研究を終了したもので、市場性、収益性、新規性等を有し、事業化が見込めるものであること |

参考：過去2年間の採択事業

【令和4年度採択事業(4件)】

- 「水素＋窒素」混合ガス発生装置の開発
- 広葉樹林や海外でドローンから森林情報が解析可能なソフトウェアの開発
- バイオマスと廃プラからのSAF等低炭素燃料製造技術の開発
- サステナブル素材を活用した「エシカルファッション」生産システムの構築

【令和3年度採択事業(4件)】

- 急速充電可能な電動自転車の給電スポットの開発・設置計画
- 後付けで熱交換性能向上可能なパイプ用伝熱フィンの開発
- 3Dプリンタを用いた工場排水配管に対する小型調査ロボットの開発
- 独自の電力制御技術を活用したエネルギーマネジメントシステム開発・実用促進

4 補助対象期間

令和5年度スマート社会実装化促進事業補助金
募集要領4頁

○ 令和5年4月1日(土)以降に着手し、令和6年2月29日(木)までに完了する事業

※ 令和5年4月1日(土)から補助金交付決定までの間に、事業に着手(発注・契約等)する場合は、事前着手届の提出が必要(事前着手届は、補助金の採択を確約するものではありません)

5 補助率及び補助金額

令和5年度スマート社会実装化促進事業補助金
募集要領4～5頁

補助率

補助対象経費の2分の1以内

補助金額

500万円以内の額(千円未満切捨)

※ なお、補助金は予算の範囲内で交付しますので、採択されても申請された金額の全額が交付されるとは限りません。

6 補助対象経費

令和5年度スマート社会実装化促進事業補助金
募集要領5頁

経費の区分	内 容
人件費 (総事業費の 50%以下)	<p>研究開発等本事業に係る中心的な役割を担う1名分のみが対象 (事務職員等補助的な役割を担う方の経費は認めません。)</p> <p>※下記委託費と人件費のみの申請は認めません。 ※他業務との兼務する場合は業務割合等を明確にすること。</p>
謝金、旅費	<p>専門家謝金、専門家・職員旅費</p>
製品開発費	<p>原材料費、機械装置(ソフトウェア含む)、工具器具、消耗品等購入費、外注費(試作費、実験費、設計費、試験検査費、システム開発費、技術コンサルタント料等)、その他製品開発に必要なと認められる経費</p>
諸経費	<p>会議費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、調査研究費、消耗品費、役務費、広告宣伝費、知的財産権取得に要する経費、展示会等の会場費、出展料及び設営費</p>
委託費 (総事業費の 50%以下)	<p>研究開発の一部を委託する経費 事業化可能性調査・市場参入調査を委託する経費</p> <p>※委託費と人件費のみの申請は認めません。</p>

【補助対象外経費等】

- ・借入れに伴う元金及び支払い利息
- ・公租公課(消費税等)
- ・官公署に支払う手数料等(印紙代等)
- ・振込手数料
- ・不動産購入費
- ・接遇費(飲食及び接待費)
- ・税務申告及び決算書作成等のための税理士等に支払う費用
- ・その他補助事業としての用途が特定できない費用

7 スケジュール

令和5年度スマート社会実装化促進事業補助金
募集要領7～8頁

時 期	内 容
令和5年4月24日(月)～ 6月23日(金)17時 必着	●補助金交付申請書を当法人に提出
令和5年7月中下旬頃	<※申請書が受理されれば> ●補助金審査委員会 (申請者によるプレゼンテーション実施)
同上	●採択事業を決定(交付決定)
同上	<※交付決定されれば> ●採択者向け説明会
令和5年秋～冬(予定)	●進捗状況等の中間ヒアリング
令和6年2月29日(木)までに 事業完了後、7日以内(遅くとも 令和6年3月6日(水)までに)	●補助事業完了(支払い完了) ●実績報告書を当法人に提出
実績報告書提出後	●当法人による完了検査(現地検査)実施
完了検査後	●交付すべき補助金の額の確定・支払い(精算払い)